

平成28年4月

三重県警察における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画

三重県警察本部

三重県警察における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

1 趣旨・目的

三重県警察における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）は、女性職員が、その個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できるよう、各種の取組を推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第15条に基づき策定するものである。

2 計画期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とする。

3 推進体制

三重県警察本部長を長とする三重県警察女性職員活躍推進委員会を別紙のとおり設置する。

4 数値目標

女性活躍推進法に規定する把握事項による状況把握及び課題分析を行った結果、次のとおり数値目標を設定する。

【目標1】

平成31年度までに、全女性警察官に占める警部補以上の女性警察官の割合をおおむね15%とする。

【目標2】

平成31年度までに、配偶者出産休暇の取得率を65%以上、育児参加休暇の取得率を15%以上とする。（第三期次世代育成支援行動計画と同目標）

5 取組事項

4で定めた数値目標を達成するため、次の取組を推進するものとする。

(1) 目標1に対する取組事項

ア 採用・登用の拡大

(ア) 募集活動の強化

各種募集活動に女性警察官を起用し、女性に魅力的な職場である旨のPRを一層推進するとともに、女性向けリーフレット等の広報媒体の作成、女性を対象とした就職説明会の開催、女性リクルーターの拡大による募集活動の強化等を図り、女性受験者の拡大と質の向上を図る。

(イ) 職域（配置箇所）の拡大

女性の特性をいかせる業務内容並びに配置する女性警察官の能力及び適性を個別に検討した上で、女性警察官の更なる職域拡大を図る。

(ウ) 教養参加機会の均等化

県警察学校において実施している専科教養においては、育児等に支障が生じる女性警察官の入寮の免除など、教養参加機会の均等化をより推進する。

イ 各種教養の実施

女性警察官に対する術科教養の充実を図るほか、女性警察官が取り扱うことが多い業務の具体的な対応要領、留意事項等についての教養を一層推進する。

ウ 働きやすい職場環境づくり

(ア) 施設・装備資機材の整備等

- ・ 女性警察官の配置箇所の拡大を見据え、警察署、交番等における女性用仮眠施設、女性用トイレ等の更なる整備を図る。
- ・ 女性警察官の意見を幅広く把握した上で、そのニーズに応じた装備資機材等の整備に努める。

(イ) 女性職場相談員制度等の効果的な運用

より良い女性の職場環境を確保するため、女性職場相談員制度等を一層効果的に運用する。

(ウ) セクシュアル・ハラスメントの防止

実効性のあるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進する。

(エ) 時間外勤務の縮減

- ・ 時間外勤務縮減の取組の重要性について、幹部職員等が参加する会議における率先垂範の呼び掛け等により、職員の意識啓発を図る。
- ・ 毎週水曜日を「定時退庁日」とし、庁内放送による注意喚起を図るとともに、定時退庁しやすい職場環境づくりに努める。

(オ) 全職員の意識改革の徹底

全職員の意識改革を徹底し、女性警察官がその能力を一層発揮できるような組織文化の醸成を図るための取組を推進する。

(2) 目標2に対する取組事項

ア 職員への周知

全職員に対し、育児参加休暇等休暇制度について周知徹底を図る。

イ 休暇を取得しやすい職場環境づくり

積極的に休暇を取得できるような雰囲気づくりに努めるとともに、必要に応じ休暇を取得する職員の業務を補完する体制を整備する。

別紙

三重県警察女性職員活躍推進委員会

1 設置

警察本部に三重県警察女性職員活躍推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、行動計画を組織横断的に推進するとともに、その進捗状況を把握し、必要な見直しを行うものとする。

3 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ別表に掲げる者をもって充てる。

4 運営

- (1) 委員長は、委員会を招集し、議事を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

5 幹事会

- (1) 委員会の任務を補佐するため、幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、別表に掲げる者をもって充てる。
- (3) 幹事長は、必要に応じ、幹事を招集し、議事を主宰する。

6 作業部会

- (1) 幹事会の下に行動計画の見直し等を行うための作業部会を置く。
- (2) 作業部会は、部会長及び部会員をもって構成し、別表に掲げる者をもって充てる。
- (3) 部会長は、必要に応じ、部会員を招集し、議事を主宰する。

7 庶務

委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、警務部警務課において行う。

別表

委 員 会	
委 員 長	警察本部長
副 委 員 長	警務部長
委 員	生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 警務部首席監察官 警察学校長

幹 事 会	
幹 事 長	警務部長
副 幹 事 長	警務部首席参事官
幹 事	生活安全部首席参事官 刑事部首席参事官 交通部首席参事官 警備部首席参事官

作 業 部 会	
部 会 長	警務部警務課企画室長
部 会 員	警務部企画調整官 生活安全部企画調整官 刑事部企画調整官 交通部企画調整官 警備部企画調整官 警務部会計課予算担当 警務部会計課管財担当 警務部警務課組織・法制担当 警務部警務課人事担当 警務部警務課装備担当 警務部教養課職場教養担当 警務部教養課学校教養担当 警務部教養課術科指導担当 警務部監察課留置管理担当 警務部厚生課厚生担当 生活安全部地域課企画担当 警察学校教務科長 警察学校学生科長